様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

（宛先）
岩国市長　様

岩国市テレワーク移住等支援事業費補助金支給申請書

岩国市テレワーク移住等支援事業費補助金の交付について、次のとおり申請します。

１　申請者

申請者氏名	㊞	生年月日	年　　月　　日
住　　所	〒	連絡先	

＜認定内容＞※該当するものに☑チェックしてください。

１　□テレワーク　／　□関係人口　　２　□単身世帯　／　□２人以上の世帯

	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 世帯員の氏名	続柄	生年月日 （転入時の満年齢）	岩国市における新たな 勤務先（学校）の名称
1			年　　月　　日 （　　歳）	
2			年　　月　　日 （　　歳）	
3			年　　月　　日 （　　歳）	
4			年　　月　　日 （　　歳）	
5			年　　月　　日 （　　歳）	

＜裏面もあります＞

2　各種確認事項（該当するものに〇を付けてください。）

別紙「補助金申請に関する誓約事項」に記載された内容について	誓約する	誓約しない
別紙「個人情報の取扱いについて」に記載された内容について	同意する	同意しない
申請日から５年以上継続して、岩国市に居住する意思があることについて	誓約する	誓約しない
世帯員が本市及び他の市町が行う同様の補助金の交付を過去10年以内に受けていないことについて	誓約する	誓約しない

3　添付書類

⑴　全員が提出必須の書類

□　写真付き身分証明書の写し

□　移住元の住民票の除票の写し(移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類)

□　世帯員の転入後の住民票の写し

□　反社会的勢力の排除に関する誓約書（様式第２号）

□　世帯員の市税の滞納がないことを証する書類

□　その他（　　）

⑵　東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区内に通勤していた者に限り提出が必要な書類

□　東京 23 区内での就業実績証明書（様式第３号）

□　雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

⑶　東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主に限り提出が必要な書類

□　履歴事項全部証明書又は開業届の写し等（移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類）

⑷　東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区内の大学等に通学し、東京 23 区内の企業等に就職した者に限り提出が必要な書類

□　卒業証明書等（在学期間及び卒業校を確認できる書類）

□　東京 23 区内での就業実績証明書（様式第３号）

□　雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

⑸　テレワークの場合に限り提出が必要な書類

□　補助対象者の就業証明書（テレワーク用）（様式第４号）又は就業時間の証明書（様式第４号の２）

□　業務委託契約書等（テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類）（個人事業主として就業している場合に限る。）

□　開業届の写し（個人事業主として就業している場合に限る。）
□　申請前３か月間において当該テレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類（全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代替可）（個人事業主として就業している場合に限る。）

⑹　関係人口の場合に限り提出が必要な書類

□　補助対象者の就業証明書（関係人口用）（様式第４号の３）又は就業時間の証明書（様式第４号の４）
□　開業届の写し（個人事業主として就業している場合に限る。）
□　住民票の除票の写し等（過去に連続して３年以上本市に居住していたことが確認できる書類）（第３条の表移住に関する要件（個別要件）の項中⑴イに該当するものとして申請する場合に限る。）
□　事業所得として青色申告を行う又は行っていることが確認できる書類（個人事業主として就業している場合に限る。）
□　家業等への就業に当たっては、続柄を確認できる書類（戸籍全部事項証明書等）
□　農林水産業への就業に当たっては、必要な条件を有していることが確認できる次のいずれかの書類
　□　（農業の場合）耕作証明書等、市内に就業先となる農地を有している（賃貸を含む。）ことが分かる書類
　□　（林業の場合）伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書の写しなど市内の森林を使用して事業を行っていることが分かる書類
　□　（漁業の場合）市内にある漁業協同組合の正組合員であることが分かる書類

様式第１号別紙

１　補助金申請に関する誓約事項

⑴　「やまぐちテレワーク移住等支援事業」又は「岩国市テレワーク移住等支援事業」に関する報告又は立入調査について、山口県又は岩国市から求められた場合には、それに応じます。

⑵　以下の場合には、「やまぐちテレワーク移住等支援事業実施要領」及び「岩国市テレワーク移住等支援事業費補助金交付要綱」に基づき補助金の全額又は半額を返還します。

ア　全額の返還

（ア）　偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（イ）　事業の遂行に関し、岩国市から必要な報告又は適合させるための措置を求められた場合に、それに応じなかったとき。

（ウ）　申請日から３年未満で市外に転出したとき。

イ　半額の返還

申請日から３年以上５年以内に市外に転出したとき。

２　個人情報の取扱いについて

山口県及び岩国市は、「やまぐちテレワーク移住等支援事業」及び「岩国市テレワーク移住等支援事業」の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、山口県及び岩国市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。